

社会福祉法人の社会福祉充実計画策定における意見聴取（地域協議会）について

◆社会福祉充実残額

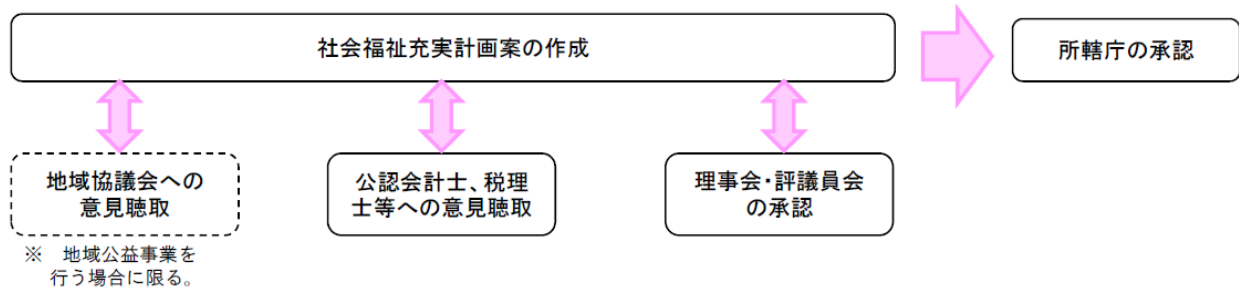
社会福祉法人の決算数値を国が示す計算式で算出し、一定の額（1万円以上）が発生する場合、その活用が求められている。

◆社会福祉充実計画

社会福祉充実残額は、法人が社会福祉充実計画を策定（社会福祉事業、地域公益事業、公益事業）実施する。

<手続き>

◆ 社会福祉充実計画は以下の手順を経る必要がある。



◆地域協議会

社会福祉法人が社会福祉充実残額を活用して地域公益事業を実施する場合は、地域住民の意見を聞かなければならない。

<地域協議会における協議事項>

- ①地域の福祉課題に関すること。
- ②地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- ③社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④関係機関との連携に関すること。

なぜ地域福祉計画推進委員会が地域協議会を担うのか？

第3次佐倉市地域福祉計画は、住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができることにより、目指すべき地域像を実現していこうとするものです。

地域の社会福祉関係団体の視点からの地域貢献事業や福祉施設との連携が想定される「地域公益事業」も地域の交流活動、福祉活動の推進する上で必要なものであるため、その計画事業の意見聴取の場として地域福祉計画推進委員会を充てるものです。

※佐倉市エリアで地域公益事業を実施する社会福祉充実計画を策定しようとする法人があった場合に、佐倉市の地域協議会を開催し意見聴取することになる。

※想定として、地域協議会として会議開催は、5～6月に1回のみ。

※地域福祉計画推進委員会設置要綱の事務分掌に「地域協議会」に関する事務を追加する。